



フリースクール等の利用料の補助を開始します

町では不登校の状態にある児童生徒へ、それぞれの特性に合った多様な学びを確保し、お子さんの「学び」と「育ち」を支援するために、フリースクール等を利用している児童生徒の保護者に対し利用料の一部補助を行います。

1. 対象者

以下の要件を全て満たす方

- (1) 町内に住所を有し、町内の小学校または中学校に在籍している児童生徒の保護者
- (2) 児童生徒が心理的、情緒的理由等により、申請前1年以内におおむね30日以上在籍する学校へ登校していないこと
- (3) 月1回以上、対象となるフリースクール等を利用していること
- (4) フリースクール等を利用する児童生徒の様子について、当該フリースクール等が学校等に情報提供することに承諾すること
- (5) 利用料の補助について、他の補助を受けていないこと

2. 補助額

各月の利用料の3分の2（上限金額15,000円/月）

3. 申請期間

令和8年4月1日より申請を受け付けています。

4. その他

申請方法などの手続きは、町ホームページをご覧ください。

問い合わせ先（担当課直通）

教育委員会教育部教育指導課 課長 倉重 成歩 ☎0463-75-9261

